

高山市人権だより

令和6年2月発行

〒506-8555 高山市花岡町2丁目18番地

高山市 市民活動部 生涯学習課

TEL : 0577-35-3155 FAX : 0577-35-3414

E-MAIL : shougaigakushuu@city.takayama.lg.jp

※携帯電話・スマートフォンで過去発行分の閲覧が可能。こちらから→



障がいのある人の人権について 考えてみましょう

障がいのある人とは、身体障がい、知的障がい、精神障がい(発達障がいを含む)や心身の機能等に障がいがあり、障がいや社会の中の障壁(バリア)によって生活に制限を受ける状態にある人をいいます。

令和4年版の障害者白書によると、日本には、身体に障がいのある人が約436万人、知的障がいのある人が約109万4千人、精神障がいのある人が約419万3千人暮らしています。

同白書によれば、国民の約7.6%、およそ13人に1人が何らかの障がいがあるということになります。

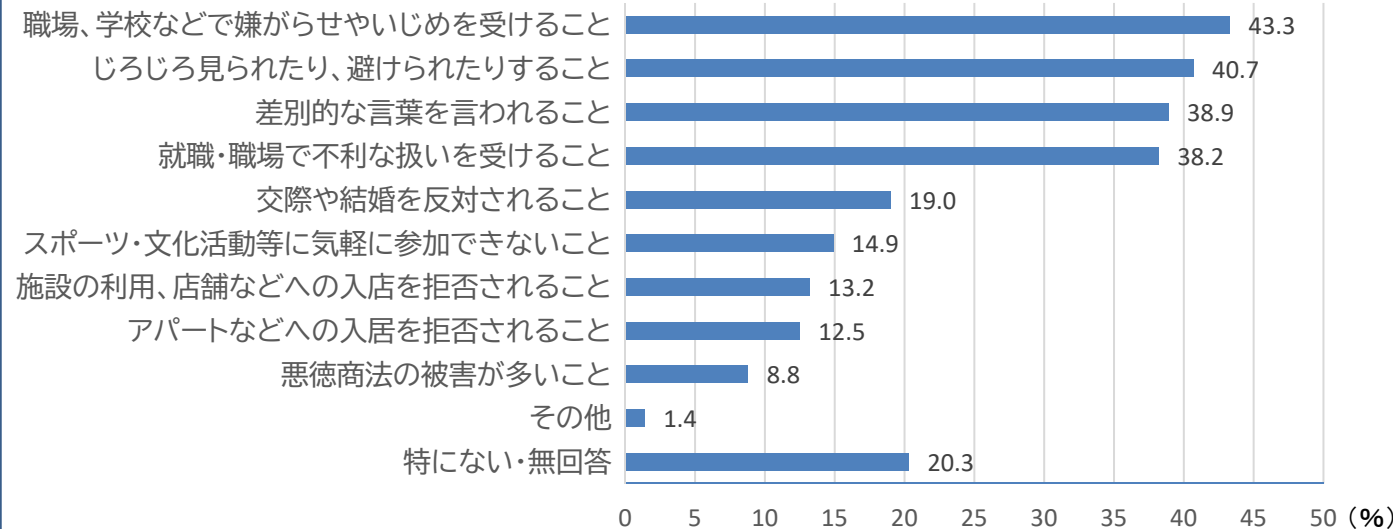
障がいのある人が直面する問題について

障がいの有無にかかわらず、すべての人々にとって住みよい平等な社会づくりを進めていくためには、国や地方公共団体が障がいのある人に対する各種施策を実施していただくだけではなく、社会のすべての人々が障がいのある人について十分理解し、障がいのある人の人権を尊重していくことが求められています。

しかし、現実には、車いすでの乗車やアパートへの入居を拒否される事案が発生するなど、障がいのある人の人権についての理解は十分とは言えない状況です。

内閣府「人権擁護に関する世論調査」(令和4年8月調査)から

あなたが、障害者に関し、体験したことや、身の回りで見聞きしたことで、
人権問題だと思ったことはどのようなことですか。



私たちができることを考えてみましょう

障がいの有無にかかわらず、女性も男性も、高齢者も若者も、すべての人がお互いの人権や尊厳を大切に、支えあい、誰もが生き生きとした人生を享受することのできる社会を共生社会と言います。

では、共生社会を実現するためには、具体的に何をすればよいのでしょうか。大切なことは、障がいのある人もない人も分け隔てられることなく共生する社会の実現のために何が必要か一人ひとりが考え、理解を深めていくことです。

例えば、もしあなたが駅やお店などで困っている障がいのある人に出会ったとしたら、「何かお困りですか」「何かお手伝いしましょうか」など、声をかけることはできるのではないのでしょうか。

あなたができることでいいのです。共生社会の実現のために何ができるのか、私たち自身が考え、行動していきましょう。

ひとりで悩まず、まずはご相談ください

・みんなの人権110番 ☎0570-003-110(受付時間:平日8:30~17:15)

法務局職員や人権擁護委員が相談を受けています。※相談無料、秘密厳守

・インターネット人権相談 <https://www.jinken.go.jp> 又は「インターネット人権相談」で検索